

## 日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱

令和8年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における飼い主のいない猫を適正に管理するため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術（雄の精巣の摘出手術、雌の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出手術のことをいう。また、随胎処置及び手術済みの目印として行う当該猫の耳カット処置を含む。以下同じ。）に要する費用について助成金を交付するものとし、その交付については、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、地域活動団体等とは地域において飼い主のいない猫を適正に管理する活動を行うために当該地域に住所を有する個人又は団体（以下「地域活動団体等」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たし、当該地域の自治会等の合意及び市の登録を受けたものをいう。

- (1) 飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、市民の良好な生活環境の保持を目的としていること。
- (2) 飼い主のいない猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。
- (3) 前2号に掲げる目的のため、第2項各号に掲げる活動を行っていること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者が構成員となっていないこと。

2 この要綱において、前項第3号に掲げる活動とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫の繁殖抑制を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進する活動
- (2) 飼い主のいない猫の餌及び排泄物の適正な管理のための活動
- (3) 前2号に掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための啓発等の活動

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者は、地域活動団体等とする。

(地域活動団体等の登録等)

第4条 地域活動団体等として登録を受けようとするものは、日田市地域活動団体等登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施に関する誓約書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、日田市地域活動団体等登録可否決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録することに決定したときは、活動団体名等の必要事項を台帳に登録する。

(変更の届出)

第5条 地域活動団体等は、前条第1項に規定する申請の事項に変更があったときは、日田市地域活動団体等登録事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第6条 地域活動団体等は、第4条第3項の規定による登録を廃止するときは、日田市地域活動団体等登録廃止届(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、管理している猫が全て死亡、又は他の団体へ管理を承継しなければ登録を廃止することはできない。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、地域活動団体等が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、その旨を日田市地域活動団体等登録取消通知書(様式第6号)により当該地域活動団体等に通知するものとする。

(1) 第2条第1項に規定する要件を満たさないとき。

(2) その他登録が適当でないと市長が認めるとき。

2 前項の規定による通知を受けた地域活動団体等は、速やかに新たな管理者を見つけなければならない。

(助成対象経費)

第8条 助成金の交付対象となる経費は、飼い主のいない猫に対して、動物病院の獣医師が行う不妊去勢手術に要する費用とする。

(助成額)

第9条 助成額は、予算の範囲内で、雄猫にあつては1頭につき5千円とし、雌猫にあつては1頭につき1万円とする。ただし、これらの額が助成対象経費の額を超えるときは、助成対象経費の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(不妊去勢手術申出)

第10条 地域活動団体等は、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施するにあたり、助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術申出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による手術申出をした地域活動団体等は、その後に不妊去勢手術を中止しようとするときは、速やかに日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術申出取下げ書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(手術申出の受領通知)

第11条 市長は、前条第1項に規定する手術申出があつたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該手術申出の全部又は一部を受領し、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術申出受領通知書（様式第9号。以下「申出受領通知書」という。）により、申出をした地域活動団体等に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項に規定する手術申出があつた場合において、適当と認めないとき又は市長が別に定める要領により受付を停止しているときは、当該手術申出を受領しない旨を、申出をした地域活動団体等に通知するものとする。

(不妊去勢手術の実施)

第12条 前条の規定により申出受領通知書を受け取った地域活動団体等は、獣医師に飼い主のいない猫の不妊去勢手術を依頼するものとする。

2 前項に掲げる不妊去勢手術の依頼は、申出受領通知書を受け取った日から起算して60日以内又は申出受領通知書を受け取った年度の2月末日までのいずれか早い日までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この

限りでない。

3 前2項の規定による依頼を受けた獣医師は、診断の上、不妊去勢手術を行うものとする。ただし、診断の結果、不妊去勢手術を行うことが適当でないと判断したときは、その理由を説明し、不妊去勢手術を行わないことができる。

(助成金の交付申請及び請求)

第13条 助成金の交付を受けようとする地域活動団体等は、前条の規定による不妊去勢手術を行った後に、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付申請書兼請求書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に助成金の交付の申請及び請求をしなければならない。

(1) 実績報告書類(手術を実施した猫の一覧)

(2) 支払証拠書類(領収書の写し)

(3) 当該猫の写真(耳カット等により不妊去勢手術を行ったことが確認でき、かつ個体を判別できるもの)

2 前項に掲げる助成金の交付申請及び請求は、不妊去勢手術を実施した日から起算して14日以内又は不妊去勢手術を実施した年度の2月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付決定及び助成金の額の確定)

第14条 市長は、第13条の規定により助成金交付申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行うことにより、適合すると認めたときは、助成金の交付の決定及び助成金の額の確定を行い、日田市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付決定通知書兼助成額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、第13条の請求に基づき、助成金を精算払により交付するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認める者に対してその全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年3月15日制定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月12日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月5日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。